

通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例

（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」

（平成 24・03・23 貿局第 1 号 輸出注意事項 24 第 24 号）より抜粋）

※注：令和 7 年 10 月 9 日より施行される内容

下記に掲載する貨物（輸出令別表第 1 の 16 の項（1）に掲げる貨物を除く。）は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。したがって、輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域を仕向地等として、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、懸念相手先等における通常兵器の開発、製造又は使用を助長することがないように、輸出者等において用途・需要者の確認を特に慎重に行ってください。

（注）キャッチオールに係る用途・需要者の確認については、「補完的輸出規制（キャッチオール規制）」のページ又は「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成 24・03・23 貿局第 1 号 輸出注意事項 24 第 24 号）をご参照ください。

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	通常兵器
3. 2 に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	通常兵器
4. 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの	通常兵器
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	通常兵器
6. 軸受又はその部分品	通常兵器
7. 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品	通常兵器
イ 数値制御を行うことができる工作機械	
ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械¥（数値制御を行うことができるものを除く。）	
ハ 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）	
8. 二次セル	通常兵器
9. 波形記憶装置	通常兵器
10. 電子部品実装ロボット	通常兵器
11. 電子計算機又はその部分品	通常兵器
12. 伝送通信装置又はその部分品	通常兵器
13. フェーズドアレーアンテナ	通常兵器
14. 通信妨害装置又はその部分品	通常兵器

15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	通常兵器
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	通常兵器
17. センサー用の光ファイバー	通常兵器
18. レーザー発振器又はその部分品	通常兵器
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	通常兵器
21. レーダー又はその部分品	通常兵器
22. 加速度計又はその部分品	通常兵器
23. ジャイロスコープ又はその部分品	通常兵器
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	通常兵器
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	通常兵器
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	通常兵器
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	通常兵器
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	通常兵器
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	通常兵器
30. ロケット推進装置又はその部分品	通常兵器
31. 29 若しくは 30 に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	通常兵器
32. 航空機又はその部分品	通常兵器
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	通常兵器
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	通常兵器